

公演実施時のガイドライン（2021年2月13日版）

公演会場となる劇場は、以下の特徴があります。

- a. 各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、換気性能（20 m³/時・人以上）を有している。もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を維持している。
- b. 公演中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されない。
- c. 原則として座席が設置されており定員数も明らかなため時差式の規制入退場等も可能。

併せて、緊急事態宣言下においても文化庁は感染拡大防止対策を取った上での上演は認められています。来場者に協力を求めガイドラインに沿って感染拡大防止を徹底して行った上で上演します。

<会場内の対応>

- 来場者にはマスク着用が必須であることを事前に周知します。マスク着用が確認できない場合は、個別に注意等を行います。

- 会場内において、列を作る際は十分な間隔（最低1M）を空けるよう案内します。

- 開場前に、施設内のドアノブ、手すりなど不特定多数が触れやすい場所の消毒を行います。

- 入場時の消毒等を徹底します。

- 機械空調設備によって換気を行います。また、ドア・窓の開放など可能な方法を用いて公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行います。また、施設管理者・主催者と相談の上、必要であれば公演中も定期的に適切な換気を行います。

- 客席でも、マスクの着用が必須であることを周知します。

- 客席内の食事は自粛いただくことを徹底します。

- 場内における大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知します。万が一、大声を出す方がいた場合、個別に注意等を行います。

■文化庁からのガイドラインにおいては緊急事態宣言下以外の公演ならびに、事前に上演が予定されていた公演では収容率 100%の使用が認められていますが、当面の間は客席数を半減させ密集を避けて上演を行います。

■舞台端と対面して座る観客の最前列までを、最前列を空席にする等で 2m 以上確保します。

<入場時のお願い>

■入場の際は来場者に検温を行います。37.5℃以上の発熱が確認された際には入場をお断りすることを事前に周知します。

■入場時のチケットもぎりは自身で行って箱に入れてもらう。パンフレット等の手渡しも行いません。

■開演前、極力会話を避けるよう案内します。

■入場時、手指の消毒を行います。

■開場時間は来場者の密集を避けるため時間的に余裕をもたせます。

■現金の取り扱いを出来るだけ減らすため、オンラインチケットを実施します。

■差し入れは原則受け取りません。

■チケット購入時に、万が一感染者が出た場合に備えて連絡先を確認します。なお、連絡先は公演実施後2週間で破棄することとします。

<劇場以外の案内について>

■入場者数に応じて、開場時、休憩時間、終演後に、来場者が滞留しないよう段階的な入退場規制を行う等、各劇場空間に準じて工夫に努めます

■グッズの対面販売は基本的に行いません。

以上、ガイドラインの内容について劇団員同士注意喚起しあい、感染防止に努めます。